

学校規模適正化第2期実施計画（案） 北千里小学校保護者説明会（第2回）

- 1 日 時 平成18年2月25日（土）
午前10時～午後12時30分
- 2 場 所 北千里小学校 多目的教室
- 3 出席者 北千里小学校PTA会長 徳永 康之、保護者 約38名
吹田市教育委員会 理事 北野 徹義
教育企画人権室 室長 京江 民治
学校教育部 総括参事 高橋 一秀
教育総務課 廣瀬 康彦

4 進 行

- (1) 高橋総括参事 「第2回説明会用資料」に基づき説明
- (2) 質疑応答

5 質疑応答の要旨等

※ 発言者について

北千里小学校保護者・・・発言者の順にアルファベットで表記
教育委員会事務局・・・「教」で表記

発言者A氏

A 質疑に入る前に、議事録作成の都合上、名前を言ってくださいということですがけれども、名前を言うということで構えられる方もおられると思うので、名前を言うのは議事録の作成上識別するためであって、議事録には名前を載せないということだけ確認させてください。

教 結構です。

A 今回第2回の保護者説明会ということで、前回から約3ヶ月間空きました。年末年始を挟んでいるという都合もありますけれども、この期間が空いたその理由とここに至る経緯を質問させてください。特に要望したいのが、今回、もちろんある程度事前に開催日程の調整という形で私の方に打診をいただきまして、調整をしましたが、実際の案内が配られましたのが1週間前の金曜日ということで、やはり週末ですので、みなさんが非常に予定を付けにくいということで、やはり、今日来られている人数を見ましても、非常に少ないという一因もここにあるかと思えます。やはり広く我々の意見を本気で聞いていこうという姿勢がおありになるのであれば、それなりにせめて最低でも2週間以上前に案内とか資料とかを配付していただいで、可能な限り出席者が増える方向でする努力をしていただいきたいと思いますけれども、その点についてよろしくをお願いします。

教 まず、一点目、少し期間が空いた理由ですけれども、北千里小学校の保護者のみなさん方の説明会（第1回）の後、関連いたします古江台小学校、青山台小学校の保護者のみなさん方に説明会をしましてご意見をお聞きました。それから古江台地区、青山台地区のそれぞれの諸団体の代表の方々に説明会をお開きましてご意見を聞きました。そして、その中でご意見を聞く中で一定整理をしていき、どういう意見であったかというようなことも整理をしながら、次の第2回目の北千里小学校をいつにしたらよいかということも内部的に検討しまして、本日ということで、少し期間はございましたけれども、その間そういう業務をして、我々なりに違う角度からの情報というようなことも一定整理していったということで今日になりました。もう一つ、案内が遅れたことにつきましては、今回の説明会につきましては、少なくとも13日の月曜日には案内を発送したいということで準備をしておりましたけれども、資料等、文書等の準備作業に時間が掛かりまして、大変遅くなりご迷惑をお掛けいたしました。このことにつきましては申し訳ないというふうに思っております。今後のご案内につきましては、余裕をもって発送するように努力して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

A わかりました。我々も打診を受けましたら日程調整とかは極力協力させていただきますので、できるだけそのあたりも早めにご連絡をいただいで、早く案内を出していただくように今後から改善していただけたらと思います。次の質問ですが、北千里小学校の保護者説明会の後に、青山台・古江台小学校の保護者説明会、それから青山台・古江台の地域のそれぞれ自治会の方に説明会に行かれたということはお聞きしております。青山台小学校の方につきましては、私は議事録の方を最近いただきまして、今中身の確認とかをさせていただいているところで、会員さんの方にある程度どうということだったかというのを、まだ情報をお渡しできている段階ではないんですけれども、この問題を考えるときに、北千里小学校の保護者の中では皆さんそれなりにどのような意見をもっておられるかわかっていますけれども、やはり、他の小学校、それから地域の方々がどのような考えを持っておられるのかという情報提供を会員の皆さんにしていかないと、会員の皆さんもいろんな自分の考えを整理する判断の材料の1つになりますので、それは一つ重要だということですので、今わかっている、お話できる範囲で結構ですので、それぞれどれぐらいの参加人数がいて、どういう意見が出たのかということはこの席で話せる部分は話していただけたらなと思います。

教 それぞれ2校の議事録につきましては、それぞれの会長さんに確認をさせていただいて、青山台小学校の議事録につきましては徳永会長にも送らせていただいております。それで、古江台小学校につきましては、少し時間が掛かりましたが、確認をさせていただきましたので、それについても送らせていただきたいと思います。それぞれ北千里の議事録、それから今回提案をさせていただいております適正化の案を含めまして、それぞれの説明会での議事録はホームページに掲載をしていきたいと思っております。

それで、既に3校の議事録については昨日付けで吹田市教育委員会のホームページに掲載しております。そちらの方を一度ご覧いただければと思いますが、参加人数は青山台小学校が18名、古江台小学校が10名のご参加をいただきました。(会場からホームページが閲覧できない、コンピューターを持っていない方はどうするのかという質問に対して)市の情報公開課の方に議事録を閲覧できるようにしております。また、徳永会長にも送らせていただいておりますので、できたら会長さんにご相談をさせていただきながら、とりあえずは1部は会長さんにお配りさせていただいておりますので、それをコピーしていただくとか、もう少し部数が必要であるということでしたらそういうことについても相談をさせていただきながら、情報の提供に努めていきたいと思っております。

A 確かにホームページに掲載ということは非常にいいことで、ただ、みなさんがインターネットを見られる環境ではないということは、PTAの課題でもありますので、ただ、私たちがあまり集約をすると、意図が絡んでしまうという問題もありますし、議事録といいますが、ほとんどテープおこしですので、それぞれ膨大な量になります。また、その辺の会員さんへの情報提供につきましては執行部の方と特別部の方とで話をしながら、できるだけタイムリー性を欠かないようにという形で検討させていただきたいと思っております。それと、今小学校の保護者説明会について人数が出て、内容的なものということでしたけれども、あと、地域の方というのはどういう状況でしたでしょうか。

教 地域の方もそれぞれの諸団体に、連合会長の方から声を掛けていただくという形で説明会をまず持たせていただきました。それで、それぞれ構成の団体がそれぞれおられると思うんですが、これについても18ぐらいの団体がそれぞれの地域でお集まりいただきました。

A 地域の諸団体のトップにそれぞれ話をされたということですが、前の検討委員会の時から話題にのぼっていますように、この小学校の統廃合というのは、今現在、在籍している保護者だけの問題ではなくて、これから小学校に進学するであろう未就学児の保護者、それから小学校だけではなくて、実際には中学校の校区の変更も絡んでくるということであれば、中学生の保護者ももちろん絡んできますし、実際にそういう子どもをお持ちでなくても、地域の問題として捉えればそういう諸団体のトップの方だけではなく、住民の方が誰でも参加できるというような地域の説明会ということが必要ではないかと。もちろん我々もこの保護者対象の説明会という形で開いていただいておりますけれども、どうしても都合がつかずにこれに來られない方もそういう席に参加して、ある意味先ほどの話とも絡みますけれども、保護者だけではなくて、周りのいろんな立場の人の意見も聞いてみたいとか、そういうこともあります。それで、北小の保護者説明会は原則公開という形でOBの方とかに入っておりますが、青小とか古小は今のところそういう状況ではないということですから、な

かなかこういう話を直に教育委員会から聞くという機会が非常に制限されているという意味で、地域の説明会というのは開くべきではないかと思うんですけども、それを今のところ開いていない理由と今後どういう予定というか、もし開こうという意志がお有りなものでしたら、いつ頃であるとか、どう考えておられるとか、具体的なこととお答えいただければと思います。

教 広く地域の方々にご意見を伺うという機会は、是非我々も持ちたい、持つ必要もあるだろうと考えております。まず、そこに至るまでには3校の説明会と地域の団体の方々のご意見を聞こうということで、現在に至っております。北千里小の皆さん方は今回を含めて、今後何回か説明会の方は続ける必要があるだろうと思っております。そういうことの経過も見ながら、いつということでの具体の予定は、地域全体の説明会については具体のいついつというところまではまだ明確にはお答えできませんけれども、これについては当然説明会の方は開催していきたいと考えております。

A これにつきましては、私もいろいろ地域活動をしている中で、いろんな立場の方とお話をしていて、地域の説明会がいつあるのかというようなことを、私自身が聞かれることが度々あります。だから、それは北小の保護者からだけではなく、地域のいろんな方々から私も声を聞いているという形で、これを報告させていただいておりますので、是非とも、できるだけ早く実現するように努力していただけたらと思います。三つ目ですけども、既にお送りさせていただいたと思いますけれども、2月16日にPTAの総会の方で、この問題に対しての教育委員会から今現在提示されています代替案に対する決議文というのを、総会の方で過半数という形で承認されました。それで、その背景となりましたアンケート結果とともにそちらの方にお届けをしたかと思えます。内容的に全部読み上げてもいいんですけども、基本的には前回、平成16年度の9月に取った決議文の一項目目と二項目目ということで、「この実施計画の早急な実施には反対する。」と、それから「今現在出されている案というのが最善の計画であるとは考えない。」この2つは変わらないというのが一項目目です。それから二項目目として、今出されている代替案は実質的に北小の子どもたちを分断するものだというので、そちらの方は分断しないということに配慮して選択制を取り入れたと言われますけれども、それは強制的に分断をするか、保護者さんの方にそれを投げたかという違いだけで、実質的に分断するものであることには変わりがないということで、みなさんは判断をされたということで挙げさせていただきました。それからもう1つは、名称が検討委員会ではないですけども、要は「PTAと地域代表だけで構成される検討委員会だけではなく、その他に客観的にもものを見られるような学識経験者とか市民とかから構成されるような市民会議を立ち上げて、そこで検討してほしい。そこで案の決定をしていくような検討のプロセスをやってほしい。」ということで、その三項目を決議いたしました。それで、特にその三項目目につきましてはアンケート結果を見ていただければわかることですが、実質アンケートの方でこの案に反対と

いうのがだいたい75%ぐらい、4分の3ぐらいですけども、その市民会議もしくは検討委員会のような設置というのもそれを超えて80%を超えているということで、賛成とか反対を問わずに教育委員会だけではなくて、そういう第三者、私設の委員会というのを立ち上げての検討が必要だと考えておられるということ、アンケート結果からも、我々も重視して、こういう決議文を挙げてみなさんの承認をいただいたという形です。この一項目目、二項目目、特に三項目目の市民会議につきましては前回の説明会の方で北野理事が回答されたと思いますけれども、その検討委員会等の設置についてはPTAからの要請というか、そういうものがあれば検討するよというような趣旨の回答をしておられたと思いますので、今回、決議文を前もって提出させていただきましたので、各項目について今の時点でまだそんなに日が経っていないので、どこまで検討されているかですけども、お考えを聞かせていただけたらと思います。

教 今回、改めてPTAとして決議文をいただきまして、このことにつきましては北千里小学校のPTAの総意ということで、私たちも尊重をさせていただきたいと思っております。今回いただきました決議文の全体的な感想としては、そういうこと（教育委員会としてこの決議文を尊重する）でございます。今回いただきました決議文の中で、実質的には今回お示ししている代替案については、やはり子どもたちを分断するものであるとご判断をされるとの決議文をいただいておりますけれども、教育委員会としましては、平成16年度にお示しをしました実施計画（案）について北千里小学校に通う児童を分断しないでほしいという、皆さん方の要望を考慮しまして、古江台3丁目の在校生が青山台小学校を選択することも可能とするという中身の代替案を策定をいたしました。そういう経過から言いますと、言わば分断の緩和策と言いますよるか、そういうことございまして、校区変更による分断に選択制を取り入れることによって、一定の配慮と言いますよるか、そういったものを提案させていただいたと考えております。従いまして、我々がお示しをした代替案をもって分断が解消されたと思っております。それで、もう一点の市民会議、仮称で設置提案をいただいております市民会議の件でございますけれども、これは第1回目の説明会でも申しあげましたが、検討委員の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしたということから、検討委員会的な組織を立ち上げについては非常に難しい問題であると認識しているということで答えさせていただいておりますけれども、今回、PTAの総意として検討組織の設置の要請がありましたので、この点につきましては再度慎重に検討をさせていただきたいと考えております。今回いただきました決議文に関して、現在私どもがお話をできるのはそういうことかなと思っております。

A 要は決議文の一項目目と二項目目というのは、結局「実質的に案の中身が変わっていないという、前と一緒ですよ。」と、「北小PTAとしては受け入れることができない案ですよ。」というのを暗に言っていると理解していただければいいと思いますし、市民会議ということでは先ほどお答えいただいていたよう

に、前回の検討委員会はそれぞれの利害関係者ばかりが集まっていますし、例えばその委員長でありますとか、そういうのも利害関係者の中から出ているということで、元から言えば、人選とかそういう委員の構成自体にも問題があったと私も考えていますし、要は利害があるもの同士が話をしてまとまるはずもないです。ですから（決議文の中に）こういう形で学識経験者とか市民とか書いていますけれども、そういう第三者的な立場の人がきちっと入って、話ができる場というのが必要ではないかと思えます。そういう場で、是非オープンな場である市民会議、仮称ですけども、その設置に向けて是非とも前向きに検討していただけたらと思います。私からはこれで質問を終わらせていただきます。

発言者B氏

B たくさんあるんですけど、全部言っていると時間がなくなってしまうので、何かだけにさせていただきます。まず一点目なんですけれども、前からお話をさせていただいているんですけども、この案に対する検討のプロセスについて説明いただきたいんですけども、もともとこの適正規模第2期実施計画というのが当初の話では2002年3月4日の教育委員会で決定されました「吹田市立小・中学校の規模適正化についての基本的な考え方」にのっとってやっているという話なんですけれども、どうもここに書いている内容から今回出てくる案に繋がるその間のプロセスというのがこれにのっとってやりましたというふうには書いてあるんですけども、その間のプロセスというのが全然よくわからないものですから、こちらについてちょっと説明していただきたいんですけども。前も質問させていただきましたけれども、これだけ明確な答えがないものですから、まず一点目、これをちょっとお願いします。

教 間のプロセスということなんですけれども、今回、第2期の適正化ということで、青山台小学校の適正化について進めていると。それで、この第2期に掛かる前に第1期の適正化を進めて参ったわけでございます。その中で第1期についてはそういう作業を進めまして、後に控える過小校として問題を抱えております青山台についてどうしていくかという新たな課題につきまして、いただきました委員からの考え方に基きまして第2期の実施計画というものを策定をして、今回取り組んでいるということです。そのプロセスということでの具体的なお聞きになりたい中身というのがちょっとつかめないんですけども、経過としてはそういう経過で進めてきたということです。

B どう言っていたらいいのかというのは、ここに出てくる基本的な考え方が、まず小規模校を何かしなさいとは書いていないんです。小規模校はしなさいと書いてあるんですけども、適正範囲の小規模校まではしなさいとは書いていないんですよ、まず一点は。もう一点は、「校区調整を実施するときは周辺にある学校規模にも影響がおよぶことが避けられないため、周辺の学校の校区調整が必要となる場合も考え

られ、周辺の学校も含めてできるだけバランスの取れた学校規模になるように取り組む。」というような話も載っています。こういうことをいろいろ全部この考え方に基づいて、今回の案に繋がるというのが理解できないんですけれども、この点、先に案ありきで考え方を飛ばしているんじゃないですかということなんですけれども。

教 2002年の吹田市の教育委員会の中で基本的な考え方をまとめたわけなんですけれども、この中で小規模校になると予想される学校の1つとして青山台小学校を挙げているわけです。それで、青山台小学校が要するに推計でもお渡ししておりますけれども、6学級になると予測をされていますので、これは言わば適正範囲から外れてしまいますので、そのことについてどうしたらいいかということで、検討した中身として第2期の計画案を提案させていただいているということでございます。

B ですから、この考え方にのっとってやっていますかという意味なんですけれども、出てきた案というのが。今でもこの基本的な考え方というのは、適正規模をやるうえで一番重要視されている部分じゃないんですか。

教 そうです。

B そうですね。そうすると、ここに書いてあることをやはり満たす必要があると思うんですけれども、それは満たされていない部分もありますよね。どうなんですか。

教 満たされていないというふうにご指摘になっている部分を指摘していただけないか。

B 例えば、さっき言いましたように、バランスの取れた学校規模というのは、取れていますか。周辺の学校というか、北千里地区でいきますと、青山台小学校、藤白台小学校、北千里小学校、古江台小学校のあたりだとすると、これがバランスの取れた学校規模という形と言えますかということなんですけれども。

教 今現在提案させていただいている規模適正化案についての検討経過を第1回目のときに我々の考え方というか、こういうことでもって案を絞ってきましたよというのをご提示させていただいていると思うんです。だから、当然、そういうバランスというようなことも含めまして、例えば藤白台小学校の過大校と青山台小学校の過小校、その辺のバランスがどうかということだと思うんですけれども、それを勘案するにあたって、どうしたら過小なり過大が解決できるかということについては、第1回目にお示しをさせていただいたところでございます。

B その第1回目と言われているのはどのことを言われているのかよくわからないんですけれども、それは去年の話を言われているんですか。

教 いいえ、4案をお示しさせていただいているんです。

B それでバランスが取れたと思われているんですね。

教 そういうことです。

B わかりました。とりあえずそれはちょっとおいておきます。もう一点、ここの適正規模の中でこの前の説明会のときにも、小学校の適正規模というのは12学級から1

8ないし24学級というような話をされたんですけれども、ここにも24学級と書いてあるんですけれども、何で24まであるのか説明していただきたいんですけれども、国の方の法律の上では、規則の名前は忘れましてけれども、学校教育法の施行規則では18学級までが適正規模なんです。それで、その中でなぜ吹田市は24と言い張っているのか教えていただきたいんですけれども。

教 国の方は適正規模についての一定の基準と言うんですか、標準的な部分を定めておりまして、それで基本的には12～18ということでございますけれども、例外的な部分をそれに加味をしているわけです。更にそれを踏まえまして、大阪府の方で一定の適正規模の考え方をお出しになっておりますので、吹田市としてはそれに準拠しているということです。

B そうしたら、その大阪府が出されているものを今度提示していただけますか。ちょっと見つけられませんでしたので、それをお願いします。それから、2点目のお話なんですけれども、今回4案の提案をこの前にいただきましたけれども、それぞれ見せていただくと、ちょっと疑問になるところが多々あるんですけれども、例えば、この4案、実質は5案なんですけれども、この5案をもしやるとなったときにそれぞれ第1案、第2-1案、第2-2案、第3案、第4案と、それぞれやるとなったときに課題となることを提示していただきたいんですけれど。例えば、第1案（原案）で、残っている懸案事項というか、何をやらなければならないかというところを、例えば、教室を改築とかしなければならぬというんだったら、その費用とかそういったものを含めて、これをそれぞれの案について、どれだけ課題があるのかを教えていただきたいんですけれども。すぐにはたぶん難しいと思いますので、これも次回で結構ですのでお願いできますか。3点目なんですけれども、児童数の推移の話で、この間もちろっと話がありましたけれども、ニュータウンの公団、公社、府営というのは、そろそろ建て替えとかいろいろ話が出てきているんですけれども、もともと、去年の説明会なんかでは戸数は増大しないというような話もありましたけれども、実質2004年の12月の議会では、都市整備部長が建て替えによる住戸戸数の増加も想定されると言っています。それで実際にどれぐらい増加されるのかというのはちゃんと把握されているのか、建て替えによって子どもがどれぐらい増えるのかというのをちゃんと想定されているのか教えてほしいんですけれども。具体的には、例えば建て替えが終わったところがありますが、古江台5丁目の部分とか、高野台もあつたのかもかもしれませんけれども、そちらの方で終わった前後で、本当に子どもたちが増えていないのか、それをちゃんと検証していただきたいんですけれども。これもお願いします。4点目なんですけれども、前回の説明会で「学校規模適正化を進めます」というのを配られましたけれども、これで適正化実施後の教育についてというのが、新たに加わったところと見えています。それで、確かに青山台中学校、古江台中学校でこういうふうにやりますというのはいいんですけれども、これは適正化をするからやるのですか。それとも、

適正化しなくてもやるんですか。どちらですか。

教 適正化実施後の教育の中で、小・中一貫教育につきましては、これは全市で18年度から取り組む予定をしております。ただ、今現在小・中一貫に取り組んでおりますのは、竹見台中学校ブロックで1つの小学校で、1つの中学校です。なかなか吹田の場合は、だいたい1つの中学校で2つの小学校というパターンできましたので、小・中一貫教育の取り組みの中身については、先生方の交流であるとか、1つの小学校で1つの中学校よりも、吹田市ではオーソドックスな形である1つの中学校で2つの小学校のパターンとはかなり違いますので、今回、青山台小学校ブロックも、もう一つ千里丘中学校ブロックもそうなんですけれども、モデル校と位置づけて、先進的に取り組んで行っていただくと。そのための人員配置とかを考えていこうとするものです。それ以外については、現在青山台中学校ブロックでは、今回のことも見越してではないですけれども、先生方も実際に小・中一貫教育に取り組めるような形での人事の交流をするための、いきいきスクールの指定とかを取り付けて、その準備をしていると思っていただければ結構だと思います。また、教科単位制とかいうものにつきましても、すべて小・中一貫に結びついておりますので、それを前提にした取り組みをまずは今回統合した結果の後にやっていきたいと思っています。

B これは、要は適正化の実施の有無を関係なくやるというふうに思っているんですか。
教 吹田市全体ではそうです。

B その吹田市全体ではというのは、青山と古江で例えば、青山台中学校ブロックは1中学校、3小学校であると言えないと言われるんですか。

教 工夫にもよると思いますけれども、吹田市ではすべてそろえた形で取り組みを進めて行きたいと考えております。

B わかりました。

教 今ありましたことについては資料の方は3点、請求があったと思いますので、次回のときに協力させていただきたいと思います。

発言者C氏

C 前年度から1人のPTAの父兄として関わって参りました。それで、前年度からの流れを含めて、3つお伺いしたいことがございます。よろしく申し上げます。前年度の1回目の体育館の説明会がございまして、そのときに市役所の方がたくさん並ばれて発言を私たちとやり取りをしたと思うんですけれども、その中で「北千里小学校PTAと合意を取らないと、こちらの賛成が無いとこの計画は実施しません。」ということをお伺いしました。あまりに反対が強いので、市役所の担当の方が自ら「北千里小学校PTAの合意がなければこの計画は実施しません。」とはっきり言われました。私は何回か去年の市役所とPTAの特別部の話し合いの中で、それは何回かお伺いしまして、一番最後の話し合いのときにもおっしゃいましたね。「こちらの合意がなけれ

ばやらないとおっしゃいましたね。」と確認しました。その確認について、今回もう一度確かめたい。これが一つです。ですから、私たちかなり75%が反対しておりますので、賛成や合意を取り付けることはかなり難しいのではないかと、私はそう感じております。このことについて1つ目の質問です。2つ目なんですけれども、前年度から話し合いを市役所と私どもが続けて行きまして、前の責任者の理事の方がどんどん私どもの気持ちをわかっただきまして、最後、地域の公民館での検討委員会では、中盤のころで、「北千里小学校の廃校についてはできるだけ避けてほしい。」そういうふうに言っただきまして。私はありがたくて、うれしいなあと思ったんです。検討委員会の中の発言で責任者でいらっしゃる方が北千里小学校の廃校はできるだけ避けてほしい。みなさんの前で言っただき。でも、今年度になったら、また元に戻っている。なぜ話し合いを続けて、歩み寄りをしてこちらの気持ちをわかっただき、(前の)理事がご退職なさいましたけれども、と思うんですけど。できるだけ廃校は避けてほしいと検討委員のみなさんにおっしゃったのに、なぜまた元に戻っているのでしょうか。私はあそこまで話し合いをして、歩み寄ったのにまた元に戻っている。すごく悲しかったです。このことについて2つ目の質問です。3つ目は、検討委員会とかを聞いていて、すごく悲しくて精神的にも不安定になって、どうしてなんだろう。すごく感じたんです。検討委員のメンバーを見ていましたら、すごく、つるんでいるというか、裏で話が出来上がってしまっているような感じをひしひしと受けました。一番びっくりしたのは、地域の方が急に「この案を言い出したのは私です。」とはっきりそうおっしゃったことです。市役所の方は「教育企画室で考えた。私どもが考えました。生徒が少なくなるから考えた。」、ですのに検討委員会の中では、「言い出したのは私や。」そうおっしゃった方がありました。私を感じるのに、この計画を推し進めたいのは、一部の中高齢の男性の方に限られているような感じが非常にします。3つぐらい種類に分かれていると思うんですけど、古くから千里ニュータウンに入居されて、青山台がどんどん少子化になって、昔の活発だった地域が簡素化になってきた。それを北千里小学校の生徒を引っ張ってきてもう一度活性化させたい。そういう地域のちょっとエゴイスティックな感じの方ですね。北千里小学校がコミュニティセンターになれば駅前の雰囲気もちゃんと変わって、それはそれでいいと思うんですけども、隣の小学校を潰してまで、簡素化している青山台小学校とかをいじめを無くすためにという理由で潰せるものなんでしょうか。あと、2種類は市役所の方で、私はちょっとここまで言っただきのかよくわからないんですけども、何か急いでいらっしゃる、ここの跡地のことですね。一つはここの跡地利用のことで急いでいる。もう一つは、私はこれは本当に自分の想像なんですけれども、1つ小学校が無くなれば予算も削れる。こういう3種類の中高齢の男性に限られて、「やりたい、やりたい、やりたい。」と言っているように私は感じました。ですから、この計画案が出てきた過程で、本当にどういうことがあったのか非常に闇を感じるんです。この3つについてお

願います。

教 C氏がおっしゃっている、去年の説明会というのは、16年の説明会のことですね。

C そうです。第1回目に体育館でやったときです。

教 第1回目に体育館でやったというのは、去年の11月ですね。

C 京江室長が言われたと思うんですよ。私もよく覚えていないんですけども、自治会の何か決議があった。青山台で何か決議があったとかいうときに、「そんなことは青山の団地の人は聞いていない。」それで自治会長がそう言っているとか言っていたときに、「そんなのは聞いていない。」と言った。一番初めじゃないですか、京江室長が「みなさんの合意がなければやりません。」とおっしゃったのは。

教 ここまでの議事録をずっと見たんですけども、確かに「今回の問題について、北千里小学校PTAと合意しなければ難しい。」とは言ったと思うんです。私もずっと議事録の内容を覚えていないんです、申し訳ありません。PTAの意見をもらいましたよね。事前にもらって、私の名前が書いてありましたので、ずっと議事録を練ったんですけども、「合意が無ければ実施しない。」と言ったかどうか、そのニュアンスの問題が私自身よく理解できないんですけども。申し訳ありません。

C 私はどの程度が市役所の姿勢なんだろうと思って行きまして、ずっと耳をダンボにして聞いていましたら、最後の方に自らそうおっしゃいましたので、合意がなければやらないんだなと思って、安堵したわけです。ですから、録音テープも取っておられると思いますので、一度、第1回目の3分の1ぐらい聞けば、後ろから、入っていると思いますよ。

教 確かめさせていただきます。

教 それと、検討委員会での発言の中で、「北千里小学校の廃校はできるだけ避けてほしい。」というのは、誰がそういう発言をした中身で今おっしゃっているのでしょうか。

C 村山理事がそうおっしゃいました。

教 これは立場的に、理事は多分そんな発言はしないし、できないと思うんです。

C 私も北小のPTAなんで、ちょっと大げさに言ってしまうていると思うんです。でも、根拠のないことではないです。

教 我々が提示させていただいている案が北千里小学校の廃校を前提にしている案です。

C 第2回目だと思います。

教 多分、そういうふうにC氏はお聞きになったかもわかりませんが、そういう趣旨での発言ではなかったのではないかなと私は思いますし、廃校が前提でのお話をさせていただいていますので、できるだけやはりそういうご理解を得たいという立場で今まで説明会もして来ましてし、検討委員会にも臨んで来ましてしたので、ちょっとその辺はニュアンスが違うのではないかなと思うんです。

C ニュアンスは幅ですので、こちらが受け取ったその幅と、そちらの「そんなはずないやん。」というのとあると思いますけれども、そういう趣旨のことはおっしゃいました。私もびっくりしましたので頭を下げたんです。そこまで言っていただいているのかなと思って。えらい変わっているなあと。

教 帰って議事録を確認をさせていただいて、そういう発言があったかどうかそれも含めまして、確認をさせていただきたいと思います。それともう一点、今回の案で何か地域の人の発言がどうこうというふうなことがありますけれども、これは確かに青山台地区から一定の青山台小学校の適正化についての要望というのを市にいただいております。それは具体的に北千里小学校を廃校にしてという中身でも何でもありませんし、あくまで、青山台小学校の規模適正化を進めてほしいという要望ですので、我々が今回取り組んでおります、「第2期実施計画（案）」はあくまで独自に教育委員会の方で策定したものでありますので、そういう具体の中身についてはあくまで教育委員会の策定した中身ということで、まあ含みとして地域の方がそういうふうにおられたかもわかりませんが、正式な書類としてはあくまで青山台小学校の適正化を進めてほしいということだけの要望ですし、地域の方が今回の計画に大きな発言をされてということは決してございませんので、そのあたりは誤解のないようにしていただきたいと思います。

C 先ほどおっしゃいました、私の聞き違いじゃないかというのは、私は非常に嫌なので、もし何だったら、そちらでテープとかを取っているんでしたら、確認をしたいんです。何かそれは無いみたいな感じで言われて、私はちょっと心外なんで、もう一度その点、第2回目の検討委員会と第1回目の京江室長のことについて、確認を取っていただいけませんでしょうか。テープの聞き直しとか。

教 それはできますので、もう一度確認したいんですが、第1回目の説明会というのは去年の説明会ですね。去年行った第1回目の北千里ですか。去年の11月の説明会にはCさんはいらっしゃってなかったですね。

C 去年は案内が遅くて私は予定が入っていたんです。11月27日は。だから、その前の体育館でやった一番最初の。

教 ですから平成16年の時の第1回目の。

C そうですね。3月か4月か私もちょっと覚えていないんですけども。

教 4月ですかね。その時の議事録をもう一度確認をしたいと思います。

C 議事録は載っていないと思います。テープでないと確認できないでしょ。

教 テープを元に議事録を作成しているんですけども。その議事録は確認されたんですか。

C 議事録は載っていないんじゃないですか。だって、都合のいいことはあまり市役所の方は書き起こししないので。随分とずれてしまって。

教 それもお互いに確認をした中での議事録ということで、正式なものですので。

C かなり怒鳴るようなやじとかが飛んでいたあのときですよ。議事録を正確に書き起こしているとはあまり思えないので、もう一回テープで確認して、「そちらの合意がなければやりませんので。」とはっきり言っておられますので確認してください。

教 それはしたいと思います。

C 大変大切なところなんですよ。うちのPTAと合意があってもやるのかやらないのかというのは、大変こちらにとっては大切なことなんです。

発言者D氏

D この中（「第2期学校規模適正化事業実施計画（案）検討概要」）で見ている中で、地域のことがすごく言ってきているんですね。地域の連帯とか。それで、一番最初の時も思い出したんですけども、多分、青山台の方が地域の子どもたちを青山台小学校においての3丁目の子どもたちを自分たちの地域に帰ってほしいという要望があったからっていうことを、一番最初におっしゃったと思うんですね。それで、この文章を見ても、ほとんど地域なんですけれども、学校というのは本来子どものための学校ですよ。教育委員会も学校も保護者も一番考えなければいけないのは子どもたちの気持ちだと思うんですね。娘が2年生の時にこの問題が起きた時には、子どもたちはそれぞれ口々で、学校が無くなるから嫌だというふうに言っていたんですけども、4年生になった時に再びこの問題が出て、子どもたちは自分たちで何かをしなければいけないということで、誰に手紙を書いたらいいかということで、教育委員会に手紙を書こうとしたんですね。その時に紙を配ったお友だちが、クラスの先生に「これは校長先生に聞いてみないとわからないから。」と言って、紙を一度返したんです、みんなに。それでも、学校からの対応は、それは個人でしなさいということでそのまま流れてしまいました。でも、子どもたちは自分たちの中で何かをしたいと思ったのに、学校もそれを許してくれなかった。それで、今子どもたちが抱えているこの問題をどういうふうに受け取ったらいいんですか。毎日悶々としていますよ、子どもたちは。自分の学校が無くなるんじゃないか、よその学校に行ったら「北小なんか無くなってしまえ。」と言われてしまう。そういう中で、学校が別々になった時に、青山台小学校に、古江台小学校に素直に子どもたちが入れるかどうか。それで学校が無くなった後に、この建物がどうなるか子どもたちは心配しています。自分たちが学んだ学び舎が無くなった後にこの地域がどう生かされるか。老健になろうがコミュニティセンターになろうが、もし他の物になってマンションが建った時に、子どもたちがすごく悲しむと思うんですね。子どもたちの意見をどうやって教育委員会の方は受け取ってもらえるんですか。子どもたちにどうやって説明してくれるんですか。青山台小学校の人数が少ないから北小が無くなる。どうして自分たちの学校が無くならなければいけないのか、私たちは保護者も学校関係者も教育者も子どもたちにちゃんと説明する義務があると思うんですね。もし、学校が無くなってしまった後に、建った建物を見

て自分たちの学校が無くなって、この地区が、土地がちゃんと利用されているのか、こんな物が建つために学校が無くなってしまったのか、これからの子どもたちの将来にとっての大きな課題だと思うんですね。文部省も国も、国を愛せよとか、日の丸とか、天皇制とか言いますよね。その前に本当に子どもたちを愛してもらえませんか。子どもたちにちゃんと説明してもらえませんか、納得のいく説明を。ここ（「第2期学校規模適正化事業実施計画（案）検討概要」）のところに、「教育委員会や学校が十分な配慮を行う」と言っても、今現在子どもたちに配慮していませんよね。カウンセラーを送ってくれましたか、学校に。子どもたちは本当に悶々としていますよ。あなた方も子どもだった時代がありますよね。その時に建った時にどういうふうと思うか、もう一度考えてもらえませんか。子どもの気持ちを一番大事に私はしてほしいと思います。北千里小学校の子どもたちが本当に納得いく回答を出してほしいし、30年前に泣く泣く分かれてしまった第1期生の子どもたちの気持ちも考えてあげてほしいんですね。ここ（「第2期学校規模適正化事業実施計画（案）検討概要」）のところに「北千里小学校は校舎と運動場が離れている欠陥がある。」って、そう思いながら30年間子どもたちをここで教育させたんですか。今現在こんなことを思いながら子どもたちに教育をここで、学校で学べて言っているんですか。いつになったら子どもたちにちゃんと説明してもらえるのでしょうかね。子どもたちの気持ちを汲み取ってもらえるんですか。ただそれだけです。

教 子どもたちの説明につきましては、これまでいろいろお話する中で何回かご質問いただいて、お答えをしてきたのではないかと思います。

D する必要が無いとおっしゃるんですか。

教 する必要が無いということではなく、ある程度の方が決まった段階で、学校を通じて説明をさせていただくということであったと、私は思っているんですけれども。

D でも、あの時に一番最初にそういう意見があった時に、そういうことは考えていないとおっしゃったけれども、子どもたちの気持ちを一番最初に考えてほしいと思うんですけれども。学校は子どもたちのための学校であって、地域のための学校じゃないし、避難所にするための学校でもないし、子どもたちの気持ちはどうしたらいいんですか。

教 もちろん、学校というのは、まず子どもたちのための学校であるということはそのとおりだと思います。学校というのはそれだけかというと、やはり、地域の一つの活動の拠点と言いましょか、そういう役割も担っていますし、これからは益々そういう役割というのは大事だと思います。子どもたちの教育というのは、やはり学校だけの問題かということ、それだけでは解決しない。やはり地域の皆さん方の支えが、今、昨今の状況を見ても、益々必要になってくるだろうということで、地域の力と言いましょか、そういったものも重要になってきますし、いろいろ総合的にそれぞれの家庭、学校、地域が教育力を発揮していくということがこれから益々求められて

いくのではないかと思います。そういうことはそういうことで、一つ我々としては理解しております。子どもたちの意見につきましては、先ほども申し上げましたように、ある程度方向が決まった段階で、一定学校を通じて説明をする。方法等についてはまだ具体には考えておりませんが、そういう機会も必要であろうというふうには思っております。

D それに対して、子どもたちが嫌だと言った時にどうするんですか。

教 一般的なお話をまずしますが、全国的な傾向としまして、だんだん児童数が減少しているという部分があるわけです。ちょうど私が小学校、中学校時代というのは、団塊の世代のはしりでしたので、どんどん学校を造っていき、それから生徒数もどんどん増えている、そういう時代でした。それで、残念ながら、私の小学校はすでに無いわけですが、だから、学校のあり方とか校区のあり方というのは、子どもたちの気持ちをももちろん尊重する必要がありますけれども、一般的なことから言えば、そういう時代の流れというのがあると思うんです。ニュータウンができて、吹田市の人口が増えている時に、どんどん学校は造っていきまして、北千里小学校についても、青山台小学校、それから古江台小学校が非常に児童数が増えて過大校になって、それで、PTAの皆さん方が非常に運動をされて、やっと敷地が確保できた。その当時はニュータウンは形が決まっていたので、その中で北千里小学校の用地を確保をやるとしたわけなんですけれども、残念ながら校舎と校庭が離れていた。それでも何とか過大を解消するためにはそれしか方法がなかったわけなんです。それでもそこで解消できた。その当時はそれほど今のように危険な時代ではありませんでしたので、校舎と校庭が離れていることについて、別段、全国的には珍しいケースではなかったけれども、それが非常に危ない、危険だということは考えなかったわけです。ところが、今の時代になってみますと、やはりそういうことについては、非常に問題があるのではないかと、これを我々は考えている、そういう認識をしていると思っております。それから、やはり、そういう経過の中でこれから将来的に児童数が益々減少するというのはわかっているわけですから、その時に今と同じような形で小学校が維持できるかどうかというのは、やはりよく考えなければならぬし、当然、児童数に合った中でしか、教師は、教師は大阪府が配置をするわけなんですけれども、教師が配置されませんので先生方の負担も非常に大きくなってくる。だから、その辺では何とかしなければならぬというのが、今の青山台小学校の置かれている状況だろうと思うんです。それで、青山台小学校は6クラスになってしまう可能性が見えていますので、これをやはり地域の中で、お互いの助け合いの中で、これの解消を図らなければ、北千里小学校はたまたま今のところは適正化になっておりますけれども、これも今、分譲マンションの方が多数ですので、今のところは適正化になっておりますけれども、これも将来は過小になるというのはわかるわけですね。だから、そういう時にどうするかということについては、やはり、町でみんなで考えないと仕方が

ないわけです。だから現在、青山台小学校の過小化について、できるだけみなさんのご理解を得て解決をしたいということで教育委員会は臨んでおりますので、やはりできるだけ同じような教育を受けられるようにするというのが、我々教育委員会の仕事ですので、そういうことでお願いをしているということです。

D それと学校跡地というのはどうなるんでしょうか。もうそろそろ教育委員会ではなくても、こうやって進めているんだから、跡地がどうなるかということ市全体でわかっていることですよ。

教 跡地につきまして、正直ははっきり言いますけれども、何も決まっております。これは前からご質問いただいておりますけれども、これは今のところ教育財産ですので、教育委員会の財産ですので、これが廃校になるということが決まらなければ、後に何をするか決まりません。しかし、仮定の話でよければ、もしこれが廃校になるということが決まれば、これはもちろん皆さんの町の財産ですので、このことについてどうするかというのはどんどん意見を出していただいて、町のために使えるような形で要望をしていただければ、それはそういう形で決まっていくと。今千里たけみ小学校の跡地利用について、地域の方々といろいろお話をさせていただいておりますけれども、やはり、地域住民の方の要望を入れた形でのあり方というんですか、それが今検討されているところですので、だから同じような形に私はなっていくだろうと思います。

発言者E氏

E 廃校になったり、学校が増えたりするのは社会の流れでそうなる、それはもちろんそうだと思うんですけれども、現実には今教育委員会が進めているのは、地域とか保護者の意向を聞きながらというのは、はっきりとおっしゃっていますよね。この計画を進めるにあたっては、そういう保護者の意向を聞くということは明言されているんですけれども、肝心の子どもたちの意向は聞くとは全く述べられていませんよね。学校はもともと子どもたちのためにあるのであって、地域のためにあるわけではありませんよね。この目的はあくまで子どもの教育ですからね。だから一番主役は子どもですよ。子どもたちの意向を聞かないというのはどういうことなのかということなんです。これが第一点。もう一つ、今北野理事が、北小の現状で考えると校舎と校庭が離れているのは非常に問題があるとおっしゃった。今の発言を聞くと、校舎と校庭が離れているということが致命的欠陥なのかということなんです。これをお答えいただきたいです。

教 子どもたちの教育というのは、要するに大人が行うわけですよ。学校の教育のあり方について子どもたちの意見を聞いて、それで方針を固めるということはないと思うんです。やはり責任のある専門家の方がいろいろ研究、検討する中で子どもたちの教育についてはこういうふうに進めていこうというカリキュラムをお作りになっている。だから、子どもたちの意向を聞いて教育をするというようなことは無いのではないかなと思います。

す。それから、致命的な欠陥かどうかというのは、別に致命的な事件が起こっていないわけですから、今直ちにそれが危険であるとは思っていませんけれども、昨今のいろんな事例を見ると、やはりなかなか監視の目が行き届かない校庭というのは、そういう危険性があるのではないかなとは思いますが。

E それでは、その廃校に値するほど致命的欠陥とは言えないということですか。

教 それを条件に、校舎と校庭が離れているから廃校にするとは言っておりません。

E 言うならば、それほど深刻ではないということですね。

教 問題があるというふうに認識しています。

発言者F氏

F 高校生とかだったら、例えば高槻の方の学校の子で、自分たちの学校が無くなったら困るって言って、結構署名活動とかしていますよね。高校生になるとそうやって自分たちの意志をちゃんと世間に対して出すことができますよね。でも、小学生っていうのは今の段階ではできませんよね。だからそのあたりがすごく心配なんです。高校生は例えば自分たちがこれだけやっても駄目だったという、一生懸命やったという、でも子どもたちは自分が抱えている問題を、誰にも、どこにも表すことができない。それを受け止めてあげるのも私たち大人の責任ではないかなと思うんですけれども。

教 高校生になりますと、一定の判断能力が付くわけですから、当然そういう考えというのをおまとめになって、それで高校生としていろんな活動をされる。それは、教育的見地から見ても、それは当然そういうこともあるだろうと思えますけれども、小学生の段階で十分にそういうことが、物事の判断が付くかどうかについては、これはやはり教育的な配慮が必要であろうと思います。それで、我々は子どもたちの意見を全然無視しているとかそういうことではなくて、やはり、これまでも子どもさんのお名前前で、教育委員会に対していろんなお願いというか、要請文が届いておりますので、それはそれできちっとお答えは文書でもって子どもさんに対して回答している部分がございます。

F 小学生の子たちをちょっとなめている、判断力が無いとか。結構大人よりも世の中を見ていると思う。

発言者G氏

G 今質問が出ている子どもの意見を聞いたか聞いていないかという、意見を聞く必要があるのかないのかということについて、ちょっと僕は昨年度からずっとこの問題に関わって、学習していたんですけども。この前の前年度のその検討委員会でも問題になったんですけども、子どもの権利条約ですよ。それが国連で採択されたのは1989年。日本が批准をしたのが94年、今年で11年目、11年も経っているん

ですよ。その中で、子どもの権利条約はやはり教育現場では絶対に実現していかなければいけないということはあるんだということを教育委員会がどう認識しているのかということ。それと、昨年の検討委員会でも、今もそうでしたけれども、小学校の子どもはまだまだ幼すぎてそういうことを考える能力も無いし、そういう表現をする能力も無いんじゃないかというふうな、今回答があったんですけども、それについて、昨年の検討委員会でもそういうことが言われました。でも、僕はいつも毎年ずっと「子どもの幸せ」というのを、いい本などで取っているんですけど、この1月号で昨年の10月に、もう一度国連の子ども権利委員会から日本へ来て、もう一度この権利条約を見直して、もう一度きっちりと実施されているかどうかを考えようという会議が開かれたんですよ。その中で僕がずっと悩んでいた、教育委員会に言われた小学生は子どもだからまだまだそういう能力が無いと言われていたことについて、やっとこの国連の権利委員会からの人が発言している内容があるので、それをちょっとここで紹介したいと思います。一つは「子どもが自分の意見を出せるか、決定の段階で参加できるかどうか、特に教育の問題で問われている。」と言われてます。条約の第12条、意見表明権は「自分の意見をまとめる力のある子どもは、自分のことに配慮してもらえ、自分たちの言うことを尊重もらえるのだ。」ということを一項で述べ、二項では「この権利が司法的に尊重される」と規定しています。そして子どもたちのそうした意見を発信する権利があることを13条、「表現、情報の自由」で明らかにしています。更に子どもたちが参加の権利を行使しようとするために、自分たちの組織を作りたいと思うようになった時、第15条、「結社、集会の自由」が大切になると。これは認められなければならないということなんです。ですから、子どもたちが今行動を起こそうと思った時は、これは実現してあげないといけないということは、国連の権利条約できっちりと確認されています。でも、今、市の教育委員会の言われたことは全く反対のことですよ。それと、子どもは幼すぎてということですけども、それについても、子どもの権利に関して、児童を含めた幼い子どもについて、じゃあどうなんだということで、「ある程度の年齢になれば権利が認められるとしても、幼い子どもになると権利を持っているという考え方を頑固に拒絶する政府や自治体が少なくありません。」と言われてます。その理由は「年齢のいかない子どもたちというのは、権利を行使する能力が無い。問題を解決する能力も無い。大人と十分コミュニケーションする能力が無いからだ。」というもので、多くの政府や自治体はこの人たちをなぜ権利があるのかと疑問を投げかけるんですけど、しかし、権利条約は「ある年齢に達しないと能力が無いとか、権利が行使できないとか、そういうことは一切想定していない。」と言っています。「どんな年齢の子どもであっても、参加できるんだ。」と、この子どもの権利条約というのは、中学校になったらいいだろうとか、そんなことじゃないんです。子どもすべてを含めて考えなければいけないんだということで、あまりにもそういう、今市教委が回答されたような子ども、小学生を未熟だということで片付

けてしまうという政府や自治体が多い、また、教育委員会が多いということで、新たにそういうものを権利条約のジェネラルコメント、一般的な注釈というものを新たに採択したと言われていました。だから、子どもの権利条約は「決して子どもが自分の意見を洗練された知的な言葉で表現することではないのです。子どもは表現できる感情や、そういう意志の表しを大人がきっちりと受け止める、教育現場がきっちりと受け止めて、そのことを実現してあげる。」ということで、権利条約は言われていますけれども、その辺について、市の教育委員会とはかなり違う考え方だということで、普通、世間の流れと今言われますけれども、世界の流れとこれほど違った考え方を教育委員会は持っていますけれども、この辺について改める方向は無いですか。

教 今のご意見については、検討委員会以来、何回も回答させていただいていると思うんです。おっしゃっているように、子どもが自分たちの権利を主張するということは当然のことであって、我々はそのことについて、とやかく言う必要もありませんし、言う権利も無いわけです。これは子どもたちの自分の希望することを述べたり、それは当然のことです。しかし、今回ここで問題にしていますのは、要するに適正規模のあり方についてどうかということでもって皆さん方とお話をさせていただいているわけであって、この学校規模をどうするかということについては、非常に政策的な部分が当然含まれるわけです。大所的なというか、高度な判断が必要になってきますので、そういうことでして、子どもたちに意見を求めるということについては、やはり我々が無理があるだろうと思っているわけです。しかし、いったん結果が決まれば、それはそれで十分に子どもたちに対して説明する必要があるだろうと思いますし、今の段階で子どもたちに聞くというのは、無理があるのではないかと考えています。

G 今僕がその権利条約について説明させてもらいましたけれども、そのことを聞いてもらえましたか。決定段階でこの権利条約は働いてくるんだと。決定してから働いてくると言われているでしょ。決定してから説明すると言われるでしょう。決定する前に子どもと一緒に含めて考えなさいと。子どもがものを言うのは自由だとされるでしょ。ものを言って、それを大人が受け止める責任があるんだと、教育の現場では特に責任があると言われていた。このことについてどうかと言っているんですよ。

教 だから、何回もお答えしていますように、学校の規模適正化については、非常に政策的な部分がございますので、その決定に当たって子どもたちの意見を聞くという考えはございません。

G これは教育の問題ではないんですか、では。予算の問題ですか。

教 これは教育の問題ですけれども、我々がすべからく子どもたちの意見を聞かなければ決められないとは考えておりません。

G 全く聞いていませんよね。何かちょっとでも聞いているみたいな言い方ですけども、B氏が先に言われたように、学校規模というのはどうなんだと。国の基準は18学級までじゃないかと。それで、吹田市は24学級だと。このことについてもこの前

聞きましたけれども、この18学級というのは何の規模を言っていると思いますか。学校規模の何についての学校規模だと言われてますか。

教 質問の趣旨がわかりませんが、クラス数で捉えています。

G 教育を実践するために必要な18学級ですか、学級規模ですか。それとも、予算に対しての学級規模ですか。

教 国がお決めになっているのは、当然、国家予算が伴いますので、その部分での規定でもって12から18学級とお決めになっておりますけれども、それぞれやはり中央教育審議会でありますとか、大阪府の審議会において、子どもたちにとって、教育にとってふさわしい規模は何かということでの一定の数値を出されております。

G 国の18学級というのは今言われたような学校の施設の問題で、予算の問題です。吹田市は24学級、これは教育についてですか、施設についてですか。

教 もちろん両方です。

G 国の基準とはオーバーしていますよね。

教 だから、その部分につきましては、先ほども説明しましたように、国の方は一定標準を定めているので、これは当然国の予算の関係がございますので、一定標準を定めて、どういう形でやるかということについてはそれぞれ府の教育委員会、市の教育委員会に任されていると思います。従いまして、我々としましては国の範囲の中、大阪府の範囲の中でこのことを考えていかなければならないということです。

G 大阪府の範囲の中で、国の範囲の中でと言われましたよね。30人学級を今年で実現してほしいとこれはもう何十年も言っています。その中で全く実現されない。その時の回答はいつも、国の基準、府の基準です。それで今、テレビを見ても、マスメディアを見ても、世間を騒がしている子どもを巻き込んでの大人が行うような事件でも、すべて問題なんですけれども、それはやはりこの教育というものが一人一人の弱い子どもたちに目を向けられなかったというのがどんどん社会に出てきているんじゃないかなというのを感じます。子どもたちが、今僕は中学校に子どもがいますけれども、おとなしい、ちょっと支援をしてほしいなと思う子どもに手が届いていないというのが実感です。それは小学校に入った時から僕はずっとお願いしても、全く制度的には何の確立も吹田市はしませんでした。その中で、仮にも、国の基準にだと言って吹田市は何もできない、30人学級も全く実現できないと言っているにも関わらず、今、(北小は)自然発生的にも30人学級に近づいてきた。それを教育委員会が潰すというのは納得がいかないです。今世界の流れは絶対に小規模ですよ。小規模の学校、少規模のクラス、小規模の人数で人間形成をするんですよ。その辺はどう考えていますか。

教 先ほど、学校規模を定めるということについては非常に政策的な部分があると私は答弁させていただきましたが、全国的な流れなのかどうかわかりませんが、できるだけ小人数にしてほしい希望というのがあるというのは我々も十分に承知をしています。しかし、それを実現、30人が適正かどうかわかりませんが、

仮に30人の学級を実施をするとなったら、どういう問題が生じるかということは次に考えなければいけない部分ですよね。30人規模のクラスになってきますと、クラス数が増えますから、教室の数の問題であるとか、教師の数の問題であるとか、そういう部分がいっぱい出てくるわけです、関連する部分が。その中で、吹田市の市町村教育委員会として何ができるかということがあるわけです。もちろん、都道府県によってはその学級数は、大阪府の場合はたまたま38人ですけれども、都道府県によっては30人で実施しておられるところもあるわけです。それはその都道府県の知事がお決めになっている、教育委員会が決めて、知事がお決めになっている、そういう部分があるわけです。だから、吹田市もこれは大阪府が1年生、2年生は38人学級と決めておりますけれども、吹田市が30人学級にできるかどうかというのは、吹田市の大阪府との話し合いの中で、いかに予算を付けていくかとか、そういう政策的な部分が非常にあるわけです。だから、単純にそれがいいかどうかということについては非常に大きな問題があつて、子どもたちの意見だけではそんなものは決められないわけです。やはりそういう部分での、人が、極端に言えば、そういうことを公約にする市長が出て来ない限り、我々の今のレベルでもってそれが実現できるかできないとかそういうことではないと思います。

G それであれば、もし大阪府が30人学級と言った時に、もしこの学校を潰してしまえば、藤白もみんな、クラス、教室が足りなくなった時にどうするつもりなんですか。「ああ、学校が無いわ。じゃあもう吹田市はこれを止めましょう。」ってなるんですか。置いておいた方がいいんじゃないんですか。

教 それは、今「～たら」の話をしておられます。「～なったら」という。今は38人が大阪府がそれを増やすこと自体が非常にしんどい財政状況にあるわけです。だから、当然そんなことは何の表明もされていませんから、今おっしゃっているような「～なったら」とか非常にそういうことは想定しがたいです。

会場より でも、箕面市では30人学級にする提案がされましたよね。

教 しかし、潰れましたよね。議会で反対されましたよね。

教 去年にそういう提案を箕面市の市長がされたんですけども、議会でダメだということになって、今回、再度そういう提案をされていると聞いています。これは議会がどう今後判断していくかということになると思うんですけども。

G こどもの権利条約は、今言ったのと、市の教育委員会とは全く違う考え方ですから、それは直してください。

発言者H氏

H 説明会を青山台等でされているということで、その資料を読みまして、疑問であるとか、腹の立つことがありますので、昨日ホームページに載ったということなので、青山台の保護者説明会、議事録5枚ほどなんですけれども、一応皆さんに配りたいと

思うんですけども、会長さんいいですか。(会長も了承し、議事録のコピーが参加者に配られる。)説明会自体を他校でやっていただくことに対して、異議があるわけでは全く無くありませんで、それに関してはご苦労さまだと思っております。その内容なんですけれども、質疑応答が10ページにわたりのぼってございまして、いろいろ教育委員会さんにご説明される、保護者の方がご説明をされるということで、最後に、これは個人的なことなんですけれども、いろいろこの案のメリットが大きいので、(青山台小学校PTAの)会長さんが個人的な意見として、「北千里小学校の保護者の方にもその辺を是非理解していただき、ご自分たちに確かに影響が出ると思いますが、地域全体とか吹田という行政の中で、生活することの権利と義務もあると思います。」つまり、これは市民としての義務を守れということをおっしゃって、締めくくって終わっているわけです。12月11日の青山台小学校の説明会。その方を責めるわけでも全くなく、それに至る説明の仕方と言いますか、それについてちょっと文句を言いたいと思います。いくつもあるんですが2つだけ言わせてください。1つが8ページ下から5行目ぐらいに、保護者の方で「青山台1丁目の方々はどのような意見なのか教えていただきたいと思います。」とおっしゃっています。それに対して、教育委員会の方が「実際のところは完全につかんでおりませんが、青山台1丁目にお住まいの方は、ご自分の考えていることを言葉で発言するのは非常に難しい状況ではないかということが推測できます。」要は賛成をしている方も多いが、それを表明できないと、表明して、どういうことですかね。反対派が怖いということなのか、ちょっとわからないですけども、まあ後々に悪い影響が出ると、後々に悪い影響があるんじゃないかということで、アンケートを取るということを教育委員会として考えないとおっしゃっているんですけども、別にそれは取っていただければ問題無いと思うんです。青山台1丁目というのは北小の保護者の方ですから。ただ、その取り方なんですけれど、きちんとこの案の内容を説明していただくと。未就学児ももちろん含めてなんですけれども、1つこの案で問題であるというのは、単学級が発生してしまうということだと思います。単学級が発生するとさらっとおっしゃるんですけど、要は今の5歳児の方は今のところ普通に北小に来られたら、超適正規模の2クラスもしくは3クラスの学年で6年間過ごせると。この案が実施されると、青山台小に統合されて、40人ぎりぎりの単学級になってしまうと。ちょっとその5歳児かどうか教えていただきたいんですが、5歳児が3年生から定員の関係で1クラスになってしまうということは、おっしゃっているのはその人間関係ですね。(その人間関係が)一番複雑になってくるので、クラス替えは必要とされるという中・高学年ですね。その時期に1学年1クラスの学校に行くことになると。その辺もはっきり明記していただき、それでアンケートを取っていただきたいと思います。今の2年生も、去年の検討委員会で話がありましたが、あと2~3人転出されたら同じこと、青小に行って1クラスになってしまうと。だから、あとこの学年の方は何人転居があれば1クラスになる。そこら辺も明記

したうえで、アンケートを取っていただきたい。アンケートを取らないにしてもそこら辺のはっきりした資料を出していただきたいと思います。例えば、ご自分の子どもが5歳児でなくて6歳児で1年ずれたからセーフだ。だから青小に行ってもいいですよという方はおられないと思うんです。そういうことを知らない方も多いと思うんですよ。「あそこの子どもさんは北小で3クラス行けるのに、この案が実施されたら1クラスになる。」ということを知らない方が多いと思うんですよ。そんなこともはっきりさせたいうえで、何らかの措置をしていただきたいと思います。それで、抗議ですけれども、こんなに私たちがいない場で、こんなことを言っていたら、非常に腹が立つというのは、青山台1丁目にお住まいの保護者の方もおられると思いますけど、それは申し上げておきます。あと1つだけ言わせてください。調整校のことなんですけれども、7ページの方で下の方、「北千里小学校というのは、調整校ということで当初建った中で、(中略)それぞれ地域に分かれて子どもたちが参加をしている。これは本当は非常におかしな話ですけれども、(中略)やはり元に戻すのは普通ではないか、自然ではないかと教育委員会は判断している。」とおっしゃっているんですが、これについては、さっきも言った、言わないの話があるんですけど、1つ調整校については昔の歴史的経緯としてはあるけれども、案の理由としてはいっさい挙げないという約束をしているはずなんです。それは文書で言えば、検討委員会で最初に配られた資料の中にあるんですが、特別部との会議録(平成16年7月5日分)、資料5・(3ページの)9番「調整校については、(過去の設立経緯は事実として認めるが、実施計画策定では意味を成さない)一切考慮しないということによいな。また、小学校間で上下格差はないということによいな。」それで、市教委のアンサーで市教委の方は「よい。」ということで、合意事項として載っております。それにも関わらず、青小でこんなことを言われたり、前回の北小の説明会においても、「第1の理由ではありませんが理由です。」とおっしゃっています。これはちょっと約束違反ではないでしょうか。「言った、言わない」の話ではなくて、これは文書化された約束でありますし、この文書化するにあたっての、協議の逐語録もこちらには残っております。ちょっとだけそれを読ませていただくと、これもテープと一緒になんですけど、テープを起こしたものでありますけれども、歴史的経緯ということも理由に、市教委の当時の理事の方がおっしゃっております、PTA「歴史的経緯は結構です。でもそれは理由にはなりません。ということですよ。」、市教委「調整校だから今回の統合をとる使い方はいかんよということですね。」、PTA「そういうことです。例えば北小が困っていてどっかにくっついて二個一になりますというような仮定の話だったらわかります。だけど、隣の小学校が小規模になってきて、じゃあ歴史的経緯があるから調整校の北小を潰してしましましょう。調整校という名のもとにやるというのは理由にならないという認識でいただきたい。よろしいですね。」、市教委「はい。」ということがもともとありまして、文書化されたのが先ほどの約束なんです。それで、前回のご説明でも、「言いたくはな

いですけど」とか「第一の理由ではありませんが」ということで前置きはありましたが、はっきり案の理由に挙げられておりますので、そこら辺の約束との関係でお答えいただけますか。

教 アンケートの件につきましては、今のところアンケートを取るということは現在考えておりません。もう1つ単学級の話がありましたけれども、青山台小学校については、原案、代替案を含めて、原案で行きますと18年の5歳児に38（人）という数字が出てきますので、この数字がこのまま移行しますと、平成21年に3年生に単学級が出来ます。それで、3年、4年、5年と単学級が続いていくということです。もちろん、こういうことについても、この説明の中にもそういうことをうたっておりますし、これは青山台小学校も含めて、お渡しをしている資料ですので。

H あまりわからないと思いますね、数字だけですから。だって、その人たちは北小に来るんでしょう、今のままだと。それで3クラスですか、2クラスですか、それがもう知らないうちに、未就学児ですから、まだ説明もされていませんし、その人たちは青小で1クラスになるでしょう。人間関係がこじれていくという3年生から。そんなのはおかしいじゃないですか。ちゃんと説明してあげてくださいよ。5歳児ですか、18年の。

教 そうです。

H 全然知っていないですよ、こんなの。

教 全然ご存知ないかもわかりませんが、単学級が発生するということについては、我々も説明をしていますので、当然そういうことで、具体的にどの学年で単学級が発生するのかというご質問があれば。

H 質問があればじゃなくて、ちゃんともう利害関係者なんですから、ちゃんとそちらから説明してあげてください。

教 そういう意味で言いますと、ちょっと我々は説明不足だったかもしれませんがそれでも、それはそれで、今おっしゃっていただいたようなことも含めて、今後我々は説明会を。

H 含めてというか、一番の問題ですよ、これは。

教 そういうご意見もあるでしょうけれども。

H ご意見というか、その人たちの気持ちになってみてくださいよ。

教 ですから、そういうことも含めてということで。

H アンケートにもありましたけれども、1人の方が「学校規模の適正化を進めます」というこの表題はおかしいんじゃないかという方がおられました。だって適正化にならないんでしょう。その人たちは単学級に行くんでしょう。今だったら複数学級に行くのに。なんでそんな。

教 その可能性があるということです。

H 可能性ってというか、それで説明進めているんでしょう。

教 そういうことです。

H じゃあ可能性じゃないですか。

教 可能性なんですよ、推計というのは。推計上は可能性はあるんです。

H それなら、どうなると思いますか。うまく複数になると思っっているんですか。

教 それはわからないですね。社会状況で若干変わってくる可能性もありますから。ですから、我々の説明は単学級の発生の可能性はあると。無いとは言っていませんから。単学級の発生の可能性はあると。ただし、今は全学級で単学級の可能性があるわけです、このままで行けば。

H だからマシだということですか。

教 随分違うと思いますね。

H その学年の子だけ泣いてくれということですね。

教 泣いてくれということではなく、そこは単学年だけの単学級ですので、そこは何とか、教育委員会としてもこういう問題についてはできるだけ対応できるようなということ。

H ダメ。そんな不完全な計画を私たちは不完全だって言っているだけなのに、何で青小の人たちに義務を守れとか言われなければ、これはあなたたちに言ってもしょうがないですけれども、そういう結論になるような説明会をされるんですか。そんな説明会は意味が無いですよ。だから、客観的な市民会議をやってくださいと言っているんですよ。

教 説明の内容は、北千里小学校で説明させて内容も、青山台小学校で説明させていただいた内容も、我々の内容としては、説明としては一緒ですので。

H じゃあ、ここで言ってください。「青山台1丁目のあなたたちが賛成しているけれど、意見言いにくいですか。」って言ってみてくださいよ。青小で言ったんでしょ。「青山台1丁目の保護者の方はいろんな方がおられますけど、賛成していても口にはしにくい状況であるのではないかと心中察せられます。」って、何でそんなことを言うんですか、青小で。

教 なかなか意見としては言いにくい環境ですよということを、我々はそういう意味で表現をしたんです。だから、賛成だから表明しにくいということではなく。

会場より それは聞いたんですか。青山台1丁目の人に聞いた事実があるかどうかです。

教 聞いた事実はありましたよ。

会場より いつですか。

教 その聞いた事実というのはどのことですか。

会場より 青山台1丁目の人に、「あなたたちは意見が言いにくいから。」というようなことを何で知っているんですか、まず。青山台1丁目の人が「自分たちは本当は思っていることがあるけど言えない。」というふうに何で知っているんですか。

教 これは私の想像ですよ、あくまでも。

会場より それは言いにくいだろうからという想像ですか。事実ですか。どちらですか。
教 想像です。

会場より 想像したということですね。

教 そうです。

会場より 憶測で根拠のない発言をされているわけですか。

教 そういうふうに解釈されるんだったら仕方がないです。アンケートは取っていませんので、根拠はないです。

会場より 無いのにそういうことをおっしゃっているんですか。

教 私の想像の中ではそういうことも考えられると。

会場より 想像でそんなことを言われても、ちゃんと根拠があるもしくはデータがあって発言するんだたらいいですけども。想像だったら何でも言えますからね。青山台1丁目の人はみんな賛成ですよと。

教 賛成とか反対とかそういうことではなく、当事者ですので、なかなか意見としては表明しにくいだろうということは言ったわけです。

会場より その発言は非常に問題ですよ。それなら、北小の中では意見が言えないということですからね。

教 言いにくいということですよ。

会場より (意見を) 言っています。

教 それはおっしゃっている方もおられるし、それはたくさんおられるわけですよ。

会場より でも、教育委員会の立場でその発言はやはり失言だったと思いますよ。青山の説明会で、それは非常にまずい発言だったと思います。それはちょっとご理解いただきたいと思います。

教 そういう意味で、もう一度、(議事録を) 読み返しまして、再度、私自身も反省すべきところは反省したいと思います。

会場より それでは、当然この発言は撤回していただく、もしくは訂正していただくかをしていただかないと、これは全くの想像でおっしゃっているわけですからね。ついでに言っておきますけれども、実は我々はアンケートを取っているんです。去年の2月にアンケートを取りました。その決議案でそのままいいのか、それとも(教育委員会の) 案に賛成ですかというアンケートを取って、その時に古江台、青山台で地域別でちゃんとアンケートを取っております。その結果を申しますと、実はその絶対数で言うと、もともと古江台の方が絶対数が多いですから、賛成は171世帯のうち賛成派が20人もいます、古江台3丁目は。青山台1丁目の方は世帯数が83に対して、賛成派は3人しかいない。それで反対派の方は割合としては実は青山台1丁目の方が多いいんです。まあこれはアンケートの取り方というのは統計的に言うとちょっと問題がありますから、これが絶対に信憑性があるとか言えないですけど、1つの目安として、1つのデータとしては、実は青山台1丁目の人がどちらかという

賛成派で、古江台3丁目が反対派というような構図は実は成り立っておりません、これは事実として。ですから、ここでちゃんと事実の認識をしていただきたい。そういうデータを我々は持っているということです。ですから、こういう発言は速やかに撤回していただいて、その青山台小学校PTAに通知してください。

教 まだ、我々の説明会の中身というのは、賛成の人が言いにくいであろうということの意味で言ったのではなく、なかなか自分としての意思表示はしにくいだろうということです。ですから、今お話を聞きましたので、アンケートも取られて、結果としてはこうですよということです、そういうことも踏まえて、ちょっと私も議事録に戻りまして、検討したいと思います。

会場より 北小の決議文というのは古江台3丁目の住民だけで取ったものではありません、全保護者です。青山台1丁目も含まれていて、総意として取られているものです、その辺の認識を十分に持っていただきたいと思います。そういう意味で発言には気をつけていただきたいと思います。

発言者 I 氏

I 私の子どもも今は社会人になり、大学生になっておりまして、前回の検討委員会からずっと発言権はありませんで、傍聴させていただいておりますけれども、昨年末の11月の説明会で聞かせていただいて、お願いしましたのがOBの役員にも是非、前提と先ほどおっしゃってございましたけれども、重大なことです、説明会をお願いしたいと、説明の場をまず一点お願いしておきました。それで、やはり私もPTAの役員をやらせていただいた後、地域でいろいろ、自治会、子ども会、青対等いろいろ役をやらせていただいております、ちょっと今回の進め方に非常に無理があるなあと思ひまして、先ほどおっしゃっております、もう一度しっかりと地域でうまく動かしていく会議を設定された方がありがたいと思っておりますというご意見も取らせていただいておりますけれども、そのあたりをもう一度申しまして、現PTAが、細かい話は抜きにしまして、反対決議を2回されております。この内容をいつから具体的にどういうスケジュールで考えておられるのでしょうか。場合によっては、OBももう少し集めて、あと何回説明会があつて、いつどうするかということをお教えいただけませんか。これからスケジュールを組んで、いろいろ集めて、傍聴ももっと増やさなければならぬと思っております。あと、前も申しましたけれども、私の子どもも社会人とかになっておりまして、このモニュメントとかで具体的にはいろいろございまして、そのあたりの思い入れとかいろいろありまして、そのあたりもしっかり日時が決まってくればどうするんだとか、OBで集まってとかそういうことも考えていかなければと思うんですけれども、そこらも含めてもう一度申しますと、具体的なスケジュールと、これだけ現職のPTAさんが反対をされているのに、どう動かれるのでしょうか。お願いいたします。

教 スケジュールにつきましては、この案を提示をさせていただいた時に、19年4月を実施の目標にしたいということ言っているわけです。それで、この前の時もスケジュールについては説明をさせていただきましたけれども、19年4月に実施するためには、19年の初めに新1年生に対して就学通知を出す必要があります、どこの小学校へということ。それで、この案を実施いたしますと、当然これは北千里小学校の廃校を前提にしておりますので、それぞれ青山台1丁目は青山台小学校へ、古江台3丁目は古江台小学校へ就学をなさいという通知を出すわけです。それで、それの前提になりますのが、学校については条例でもって設置をいたしておりますので、その条例を改正する必要があります。その条例の改正については、今年の12月に改正をして参りたい。この条例改正というのは、提案権が市長にありますので、市長の了解をその12月議会の前に取る必要がある。市長の了解を取るためには、教育委員会の中で、教育委員さんがおられますので、教育委員会としてこの案を決定する必要があります。だから、スケジュール的にはそういうスケジュールで進めて行きたい。教育委員さんは、これは当然行政の方ではございませんので、それぞれ大学の先生であるとか、いろんな方になっておられますので、どういう質問、質疑があってどういうふうに要請に答えてきて、どういうふうに考えているかということの説明を教育委員さんにはする必要がありますので、こういう会合を重ねることによって、説明を果たして行きたいと考えております。それがスケジュールです。それから、モニュメントの話がされましたので、これはそれぞれ本当に大切なものでございますので、もし決まれば、その保存のあり方については、やはり検討する必要がありますけれども、まだ、そこまで今話はいっておりませんので、モニュメントはモニュメントとして、当然我々として皆さん方のOBを含めて皆さん方のご意見を聞きながら、保存の方法については決めて行きたいと思っております。

I そういう意味で、一度お願いしましたようにOBですね、やはりPTAの役員というのは非常にボランティアで、過去もずっとご苦労いただいておりますので、一度できればご説明をいただきたいと思うんですけども、それはどうなんでしょう。

教 OBだけということでは考えていませんで、要するに地域全体に対して、当然自治会に入っておられない方とか、就学前のお子さんであるとかいろんなその関係者の方がございますので、そういう方々に対して、一同で説明会はしたいと考えています。

I わかりました。是非お願いしておきたいのは、おっしゃったように、自治会の加入率とか最近、諸団体も昨今の日本人のあれで低下しておりますので、是非全市民というか、青山を含めて、全戸配付でよく伝わるようお願いをしたい。なかなかうまく伝わりませんので、先ほどおっしゃいましたように事務方は大変でしょうけれども、早い目に1ヶ月ほど前には全戸配付で説明会を実施するというのをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

発言者 J 氏

J 前回もちょっと似たようなことを、11月の説明会の時も言ったんですけども、一番大きな疑問が、19年の4月の実施というのが一番大きな疑問なんです。なぜそんなに急がないといけないのかというのが、やはりちょっと理解できない。今反対されている中でも、もっと先に実施するのであれば、例えば5年後、10年後に実施するのであればとか、実際に受入れ側である青山台小学校の施設と古江台小学校の施設ですが、これが完全に建て直してきれいになるのであれば、反対の数はかなり減ると思うんですね。やはり、そのもって行き方がちょっと納得できない。紙の上では結構おいしいこととか、「なったらこんなことします。」というのが掲げてありますけれども、あくまで口約束でしかないみたいな感じなんです。例えば、市の方も何年までに青山台小学校、アスベストの問題もありましたし、完全に建て替えます。古江台小学校も完全に建て替えます。それで、今府営住宅の建て替え問題もあります。それによって千里ニュータウンに若い世代を戻そうと府もしています。そうしたら、たくさん地域から子どもたちを呼ぼうという府の動きもあるんですから、きれいな小学校を建てて、教育面でこういうことをしていきますと具体的に、例えば「何年に建て替えます。新しい学校にしてからさあ来てください。」という方がよっぽど説得力があると思うんですね。だからどうしても、来年の4月に建て替えも何もしていない校舎に子どもたちを送り込むことができません。それで、反対の保護者は北小のPTAの中でもたくさんいますけれども、もし例えば10年後とかであるならば、今現実通わせている子どもがどうのこうのなるわけではないですね、本音を言うと。今学校にも幼稚園にも行っていない子どもたちが小学校に入る時にどうなるか。じゃあ今いる親たちがもっとこれから先の子どもたちのために何ができるかということで、動いていけると思うんですけども、そういう希望が全く無いとか、メリットが全く見えないというのが1つ大きい反対理由なんです。数字の上でも青小はこれから先も単学級になるかもしれない。青小の過小化を解消するためというのが結局クリアできていない。また、この間新しくプリントをいただきましたけれども、教室の数ですが、いかにも北小の教室数がすごく少ないような感じに書かれていますけれども、現実23教室で、現在12学級です。半分ぐらい余っています。それに比べると藤白台小学校は27教室で、今だったら25学級ですか、ほとんど空き教室が無い状況。どちらかと言うと、過大校の方の解消というのはやはり先になるんじゃないのかなというのが、また疑問なんです。本当に子どもたちのために、子どもたちが公平により良い教育を受けられるということを教育委員会の方が考えていただければ、やはり受け入れる側のことをもう少し設備とか、先にそれを掲げて「こういう案でどうでしょうか。」というふうに、「5年後とか10年後に実施します。」というふうに挙げていただいたらもっと賛同が得られるんじゃないかと思います。そういうステップで進めるということとはできないんでしょうか。

教 今回、こういう適正の案を提案させていただいていますのは、何回も説明しますが、青山台小学校の過小化を何とか解消したいということでお願いをするわけなんですけれども、おっしゃっているような、例えば5年先とか10年先、10年掛けて待っていてもいいということであれば、おっしゃっていることはわかりますけれど、青山台小学校のクラス数が全学年で6クラスになる、それぞれ学年が単学級になってしまうというのが推計上目に見えていますので、これは言わば、待ったなしの状況になっているわけです。これがわかっている以上、我々としては5年とか10年の余裕がないということでございます。それから、確かに学校を全面的に建て替えをしまして、それでどうぞということになれば、それは我々としてもそれができればというふうには思いますけれども、残念ながら今の吹田市の財政状況の中では、これを全面的に2校とも建て替えをするというようなことは、これは非常に困難なことです、それはできませんけれども、最低受入れをする、十分にその中で教育が行われる必要がありますので、そういう最低の準備はさせていただこうと。当然、アスベストの問題がありますので、そのことについても今年の夏じゅうにはその部分については除去をしておしまおうということになっております。

発言者K氏

K 現職のPTAさんが反対決議を2回されていますよね。できましたら、先ほど（A氏が）おっしゃった市民会議のような形で、もう少しうまく進めるようにやらないと、ちょっとあまりにも無理があると思うんです。そこはどうされるんでしょう。

教 市民会議につきましては、冒頭、A氏の方からこういう決議文を出したので、検討してほしいという決議文をいただきましたので、それを受け止めて、改めて慎重に検討したいと思います。

K わかりました。そのあたりは是非OBも含めて、また視野に入れていただいておりますので、是非慎重にお願いいたします。

会場より 調整校のことについて、お答えいただいているんじゃないですか。調整校発言です。調整校というのは言わないということが合意なのに、言ったというH氏の質問に対して、お答えがまだいただいている。

教 そのことについては、全部会議録を見ましたので、確かに前理事がそういうふうな発言をしているというのは理解しております。ただし、この適正化案を出す前に、適正化案を提案すると同時に、この資料の中で我々がどういうふうに検討してきたかという経過については、資料をお出しをしておりますけれども、我々は北千里小学校が調整校だから即廃校という立場ではないということです。やはりこの地域全体の中でどういうふうになれば、過小化が解消できるかということの検討の中で今の案に至っていると。だから、調整校だから即廃校だということでは考えておりません。

会場より いっさい考慮しないと書いてあるんです、文字で。それで理事が言ったんで

はなくて、組織が言ったんです、教育委員会が。いっさい考慮しないと書いてあるんですよ。理由の一つにしないと。

教 その表現の仕方はあるかと思えますけれども、我々が検討してきた経過というのは資料でお示しをしておりますし、今回、適正化を実施するということについては、当然、第一に過小化の解消をどうするかということと、それから、やはり北千里小学校の校区の問題をどうするか、これが非常に大きな問題ですので、そのことでもって考えさせていただいているということです。

発言者L氏

L 調整校を廃校の理由にしないとというのは、前年度の理事の発言にあったんですけど、私たちはその言葉どおり受け取って、書類でも残っているわけですよ。それがまた担当者が代わるとまた解釈が変わってしまって、後付けでどうとでもなるわというような印象を教育委員会に対して受けるわけです。それで、例えば青小の方に北小の子どもたちが移るにあたって、いろいろ安全面で配慮しますとか、いろんなことを条件付けがもしあったとしても、今回のようにまた解釈を変えられて、移るときにあたって、あった条件も、移るってということが決まったら、もうそこで解釈を変えてしまって、後戻りしてしまって取り返しのつかないことになるんじゃないかというような危惧を受けるわけです。小さなことですが、廃校の理由にしないとということを明言しておきながら、後で解釈を変えられると、一事が万事ですべてに対して教育委員会に対して不信感が募っていくわけです。だから、後で解釈を変えてたいしたことじゃないんじゃないかと思っておられるかもしれないんですけども、我々保護者としては、そういう小さなことと思っておられるかもしれませんが、それがすごく大きく響くわけです。だから、今後いろいろ会を催して話をするにあたって、そんな点にちょっと注意して考えていただきたいなと思います。意見じゃなく、感想なんですけれども。

発言者M氏

M 青山台の議事録の2ページ目を見てびっくりしたんですけども、私はちょっと記憶力には自信があるんですけども、古江台3丁目は分譲マンションで、やはり北千里小学校は言語の通級教室があるということで、何千万もローンを組んで分譲マンションを買われた方が多いんですけども、この前は「古江台小学校に通級教室を置きます。」とおっしゃっていたと思うんですけども、この2ページ目を見たら青山台になっているんですよ。そうしたら、せっかく北千里小学校のことばの教室を目指して引っ越して来られたのに、青山台小学校に通級教室を当てると通えないですよ。前に古江台に置くっておっしゃっていましたよね。

教 ちょっと記憶はあれですけども、私どもの当初の計画では古江台小学校よりも青

山台小学校の方に教室に余裕がありますので、そちらの方に置くということはずっと言っていると思いますけれども。

M 私は古江に置くようなことを記憶していますけれども。またテープを聴かないといけません。なんで青山台小学校の説明会ではこういうべらべら喋って。(前)理事にも言ったんですよ。「青山台びいきですね。」と言ったら、(前)理事がつられて「そうです、青山台びいきです。」って言ったんです。私は困って、検討委員会の2回目に「そんなの言ったらもう北小の勝ちじゃないですか。」みたいな雰囲気ですって言ったことがあるんですけれども。これは、19年の4月に実施するには問題が大き過ぎます。何千万も掛かって、うちの4階に住んでいる方も買われたんですよ。青小に通えないじゃないですか。どうするんですか。すみませんね、感情的になって。もうちょっと言った発言を覚えておいてください。なんで急に青山になっているんですか。

教 言っていないと思っておりますので。これも「言った、言わない。」になりますので確認をします。

発言者N氏

N 先ほどJ氏から出た疑問とちょっと共通するんですけれども、時期の問題ですが、当初市報に案として出ましたのが、平成17年4月実施とすると具体的な日付が出た段階で、それで結局、いろいろトラブルがありまして、実施を見送ったという経緯があると思うんですね。決めていく条件として、北小PTAのご意見を伺いながらということは常に、ずっと説明会の度に伺っているんですけれども、毎回説明会をしていただいても、こちらの方から質問事項が全く減らないですね。もう2年目になりますけれども、私たちが納得をしていないという証拠ではないかと思うんですね。ですから、皆さんのご意見を聞いて賛同を得られてから実施をしたいというのであれば、本当に教育委員会の方たちは、この計画を真剣に実施したいのかどうか甚だ疑問です。疑問点とか不満とかがある以上実施できないということは明白だと思うんですけれども、今回もまた具体的に時期を提示していらっしやいまして、平成19年4月を目標にということ掲げているんですけれども、実際、PTA活動のことを考えてみましても、実施は不可能だなというのが皆さんの実感だと思うんですね。例えば来年度のPTAの役員さんも決まりましたけれども、その中で当初、まず春に年間計画を立てます。それで、その際にPTA行事もありますし、もし19年実施ということになれば、PTA活動としてもその締めくくりの年となりますので、予算の使い方も年度始めにいろいろ計画を立てなければいけませんし、子どもたちの気持ちというのもありますので、そういう心積もりがあつて、19年実施ということでしたらわかるんですけれども、全く具体的なことも進まないし、具体策も提示されていない。更に子どもたちの気持ちも全く汲んでいない。そういった状況で19年実施ということは、本当に可能だと思っていらっしゃるとしたら、私たちはちょっと、この意見には反対する

しか対応できないと思うんですね。ですから、J氏もおっしゃっていましたように、19年4月実施でなければ、納得される方もたくさんいらっしゃると思うんですね。また、具体的に無理な計画を提示されるから、反対をしたくなくても反対せざるを得ないんですね、状況として。例えば、子どもたちの気持ちを考えましたら、6年生になって学校を替わらなければいけない子ども、今の5年生は卒業式を別の学校で、5年間馴染んだ学校を離れて、新しい学校で卒業式を迎えるんです。それで、その前に卒業アルバムはどうなるのでしょうか。そういった細かいことがたくさんあるんですね、対応しなければいけないことは。5年間北千里小学校に行って、北千里小学校の卒業アルバムが無いのか、それとも5年生までの歩みというものを別に1冊作って、それとともに卒業アルバムと一緒に作成するのかとか、実際PTA活動に関わることをいろいろ考えたら、そんなに簡単に「こうします。ああします。」ということは、明言できないと思うんですね。そういった教育的なことを本当に真剣に考えて対応されているのかどうかということは甚だ疑問に感じます。ですから、少なくとも、平成19年4月、これは無理だということを教育委員会の方でも、もう一度検討し直していただきたいと強く願っております。

発言者O氏

O これからのスケジュールについて、お伝えいただきたいと思うんですけれども、当然、次の説明会はありますね。

教 はい。

O 今日B氏からそれぞれの案に対して、実施する際の懸案事項と言いますか、予測できる問題として、クリアしなければいけない様々な障害について解答してほしいという要望がありましたし、今、議事録のやり取りですよね。議事録がどうなっているのかという確認をいくつかしなければいけないということもありましたし、特に青山台1丁目の人たちが、その意見が言えないというあの発言は、やはり撤回していただかないと、我々がやった決議自体もそれで崩されてしまいますからね。要するに、自由な意見の表明ができない状態で、もし決議が行われたらその決議は全く無効であるわけですから、それを我々の決議を全く認めないというようなことになってしまいますから、あの発言はもう撤回していただくということですね。それを検討してください。あと、市民会議について検討していただけるということだったんですけれども、いつまでにその結論を出していただけるのでしょうか。

教 市民会議につきましては、先日決議文をいただいたばかりですので、そのことについては慎重に検討したいと今の段階ではそれしかお答えのしようがないんですけれども、どういう検討をするかを含めて検討したいということと、更に皆さん方で決議をされたその市民会議のイメージが、もう少し具体的にどんなものであるかということについて、詰めをさせていただかなければならないと思うんです。ここ（決議文）の

表現だけではなかなか組織そのものの機能でありますとか、例えば、構成員をどうするかとか、そういうような具体的なことについては何ら表明がありませんので、そのことも含めまして、これをこの場でやり取りをするというのは非常に時間が掛かりますので、一定そちらの方で何らかのそういう具体的なものをまとめていただいて、それをもって教育委員会として、それができるかどうかの判断をしたいと思うんです。

○ それは、前の検討委員会で言うなら設置要領みたいなものをこちらが決めるということですか。

教 ああいうカチツとしたものでなくても、皆さん方の総意としてどれぐらいまでその市民会議がまとまっているのか、(決議文に書かれている)この言葉だけでは我々としてはわかりませんので、だから、そのことについてもう少しそちらの方で検討されている部分があって、意志が統一されている部分があったら、そのことを、例えば箇条書きでも結構ですから、お示しをしていただいたら、そのことでできるかどうかについては検討したいと思います。

○ そうしたら、そういう場合だったら協議という形になるんですかね。こちら側としたら特別部がそういう役割を担っているというふうになっていますから、そういう要請があれば我々も協議はしますけれども。

教 協議というのは、要するに、一定そちらの案があって、こちらの案があって、それぞれ詰めるというのが協議だと思うんですけれども、我々としてはまだ、市民会議については頂いたばかりで白紙の状態ですので、そのイメージ的に我々がイメージするものと、そちらがイメージするものが全然違っておりまして話をしても意味がありませんので、一定そちらの方で案を示していただく中で、我々としてはそれを受けて、どうしたらいいかということの検討に入りたいと思っています。

○ 我々はそういうイメージを提示しなければいけないかどうかという、そういうこと自体はちょっと今ここでお答えすることはできませんね。我々につくってほしいとは言いましたが、具体的にそこまで我々に責任があるかどうかというのは、ちょっと今ここではわかりません。でも、それはまた交渉といいますか、話し合いをしなければ何とも言えませんね。ですから、そういう意味でも少しその話し合いの場が必要になるかもしれませんね。でも、できるだけ早くこれを決着をつけていただかないと、話は先に進まないというか、我々が一番恐れているのは、そこで先延ばしにされて、「実はできませんよ。それで我々(教育委員会)は決定しました。」というのは一番困りますから、それは、そういうことが無いようにしていただきたい。あと、地域の説明会ですが、これはまだ具体化されていないということですが、これも大体メドは立っていないということでしょうか。

教 地域の説明会については、やはり地域の諸団体の協力を得る必要がありますので、その時期については、来週から我々としても3月議会が始まりますので、身動きが取れませんので、3月議会が終わって、皆さん方も役員の変更とかいろいろあると思

うんですけれども、その時期ぐらいでどうかなというふうには思っています。

○ そうするともう5月ですね。役員の改選が終わるのは。

教 いえ、役員の改選という、そういうことではなくて、我々としては今、メド的には4月ぐらいにできればと思います。

○ 4月ということですね、とりあえず。4月にはしたいという意向だということですね。それまでに未就学児の保護者に対しても、キチッとそういう地域の説明会があるということは何らかの手段で知らせていただきたい。よろしいでしょうか。

教 はい。

○ それと、次の説明会の日程は。

教 今日もたくさん課題をいただきましたので、次の説明会につきましても、PTAの会長さんと協議したらよろしいですか。特別部ではなくてよろしいですね。

PTA会長 連絡を私の方にしてください。

教 そうしましたら、PTAの会長さんの方と協議をしまして、全体のこういうような説明会の部分があるのか、今話をしましたような（市民会議の）設置のことについてとかありますので、またそれについては協議をしていきたいと思います。